

平成31年2月28日

田辺市議会議長 小川 浩樹 様

会派名 日本共産党
代表者名 久保 浩 二

出張（調査研究）報告書

下記のとおり出張（調査研究）いたしましたので、その結果をご報告いたします。

記

参加議員	川崎 五一
期 間	平成31年 2月22日 ・ 平成31年 2月26日
実施場所 (研修会場、視察先、 相手方等)	神戸市役所 環境局環境政策部環境貢献都市課 橋本市役所 水道環境部生活環境課
活動の目的・内容 及び結果等	太陽光発電設備の設置に関する条例を制定している先進自治体の担当職員に制定にかかる経過や考慮した点などを直接聴取するために訪問した。

報告書は別紙のとおり

太陽光発電設備の設置に関する条例の議員発議にかかる先進地調査

【視察先】

2019年2月22日 橋本市

2019年2月26日 神戸市

【経過】

近年、田辺市において遊休農地などに太陽光発電設備（ソーラーパネル）の設置がおこなわれ、近隣住民とのトラブルが多発するようになってきている。住民からは、なんらかの規制を求める声があがっているが、市当局には条例制定などにむけた動きは見られない。

そうした中、当局主導で太陽光発電設備の設置に関する条例を制定した自治体が全国各地に出てきている。今回は、近畿圏において条例制定をおこなった和歌山県橋本市と兵庫県神戸市に出向き、担当者から直接条例制定の経緯や留意点などを聴取した。

【橋本市】

橋本市では、宅地造成などの開発が進む一方、宅地の周囲をソーラーパネルが囲むという事例も発生してきていた。

昨年9月の議会でも、ソーラーパネル設置を規制する条例の必要性が指摘され、当局もその必要性を認める答弁をおこない、議会閉会後に、市長から担当課に条例制定に向けた指示が出された。

担当課では、全国の先進事例を参考に、私権の制限にかからない範囲で、県条例が規制対象としている出力50kw以上の対象とならない50kw未満の太陽光発電設備の設置に対して、届出等の義務を定めた条例を12月議会に提案し、可決成立した。

基本的にこの条例では、ソーラーパネルの設置そのものを何ら制限するわけではないが、届出や報告などの事務を課すことで、事業者に少したりとも精神的負荷をかけ、市内での設置の足を重くしようという意図であるという。

こうした条例に効果があるかどうかは未知数であるが、12月の条例制定以降、視察をおこなった2月22日までは、「新規事業の届出はない」とのことであった。

【神戸市】

神戸市では、昨年7月に山陽新幹線軌道付近に設置されたソーラーパネルが大雨により崩落し、新幹線を停めるという事故が発生したことを受け、条例の制定に着手した。

神戸市の条例の特徴としては、安全の確保を前面に設置を禁止する場所を指定した点が挙げられる。また料金の設定も行われているが、これは料金を徴収することが目的ではなく、そうした料金の該当することのないようにしてほしいという思いからであると担当者が話していた。

設置の禁止箇所の設定については、法解釈において裁判所がどういった判断を下すかは不明であるとのことであった。実際に告訴されないとは言えないが、そうした事例が発生してみないと何とも言えないというのが現実のようである。

担当者は、こうした規制は地方自治体でなく、国が責任をもって実施すべきものであると言っていたが、まさにその通りである。

政策誘導により太陽光発電設備が増加することは容易に推測されたことであり、こうした環境問題はじめ近隣住民とのトラブルも当然の結果である。そうした事態に対して事前に一定のガイドラインなどを設けて設置を推進することが責任ある政治の態度であろう。

国の無責任な太陽光発電推進及びエネルギー政策によって、住民はもとより地方自治体の職員も無用の苦勞を強いられていることに強い憤りを感じた。